

法人役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久喜同仁会の役員及び評議員の報酬等について定める事を目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員及び評議員とは、当該款に定める者をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席したときは、1日分の報酬として各々5,000円を支払うことができる。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が召集に応じ、または会務のために出張をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

日 当	1日につき 5,000円
車 費	実費
鉄道賃	実費

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(適用の追加)

第6条 この規程は、評議員選任・解任委員会委員についても適用とする。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月19日より施行する。